

寒河江市屋内多目的運動場 管理運営要綱の改定について

平成 30 年 4 月 1 日

改定内容抜粋

	旧	新
スポーツ種目別 利用曜日割付	①平日夜間の時間帯(午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで)に限り、曜日によって利用できる種目を、下記「スポーツ種目別利用曜日割付表」のとおり定めます。 <u>ただし、1 週間前までに予約がない場合は、この限りではありません。</u>	①平日夜間の時間帯(午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで)に限り、曜日によって利用できる種目を、下記「スポーツ種目別利用曜日割付表」のとおり定めます。 <u>ただし、利用予約抽選会終了 10 日後までに予約がない場合は、この限りではありません。</u>
個人の利用方法	個人で利用する場合、 <u>専用で利用すること(場所の占有)はできません。また、複数の個人利用が重なった場合は、利用場所を共有することとします。</u>	個人で利用する場合、 <u>受付窓口での先着順とし、専用で利用となります。</u>
部活動の利用予約方法	部活動の利用割付の中で空き時間がある場合は、 <u>利用希望日の 1 週間前から一般貸出の予約受付ができることとします。</u>	部活動の利用割付の中で空き時間がある場合は、 <u>利用前月の 10 日から一般貸出の予約受付ができることとします。</u>
ブルーヒーターの利用		ブルーヒーターの利用は、事前に利用料金を納付の上、安全に配慮し利用することとします
その他施設 ブルーヒーター		1 台、1 時間につき 200 円

※この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

指定管理者 株式会社ヤマコーコミュニティ事業部

スポーツ種目別利用曜日割付の、一般に開放日について

対象月	一般開放日(受付窓口) 午前10時から受付	一般開放日(電話) 午前9時から受付
平成30年4月分	利用日の1週間前	利用日の1週間前
5月～9月分	4月11日	4月12日
10月～11月分	5月16日	5月17日
12月分	6月13日	6月14日
平成31年1月分	7月18日	7月19日
2月分	8月15日	8月16日
3月分	9月12日	9月13日

部活動の利用割付の一般に開放日について

対象月	一般開放日(受付窓口) 午前10時から受付	一般開放日(電話) 午前9時から受付
平成30年4月分	利用日の1週間前	利用日の1週間前
5月分	4月10日	4月11日
6月分	5月10日	5月11日
7月分	6月10日	6月11日
8月分	7月10日	7月11日
9月分	8月10日	8月11日
10月分	9月10日	9月11日
11月分	10月10日	10月11日
12月分	11月10日	11月11日
平成31年1月分	12月10日	12月11日
2月分	平成31年1月10日	平成31年1月11日
3月分	2月10日	2月11日